

基 発 1130 第 2 号

平成 27 年 11 月 30 日

文部科学省初等中等教育局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに
当たっての留意事項の改正について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、雇用管理に関する個人情報のうち労働者の健康に関する情報(以下「健康情報」という。)の取扱いについては、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(平成 16 年厚生労働省告示第 259 号)」に加えて事業者が留意すべき事項を、平成 16 年 10 月 29 日付け基発第 1029009 号「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」(以下「留意事項通達」という。)により示しているところです。

今般、平成 26 年 6 月に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 82 号)により、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査、面接指導の実施及び面接指導の結果に基づく事後措置の実施が事業者の義務とされたこと等を踏まえて、留意事項通達について所要の改正を行い、平成 27 年 12 月 1 日より適用することとしました。

改正点は別紙 1 の新旧対照表のとおりであり、改正後の留意事項は別紙 2 のとおりですので、貴省におかれましても、これに基づき、労働者の健康情報が適正に取り扱われるよう、学校・教育委員会等に対する周知方特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

基発 1130 第 2 号
平成 27 年 11 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに
当たっての留意事項の改正について

雇用管理に関する個人情報のうち労働者の健康に関する情報
(以下「健康情報」という。)の取扱いについては、「雇用管理に
関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべ
き措置に関する指針(平成 16 年厚生労働省告示第 259 号)」につ
いて事業者が留意すべき事項を、平成 16 年 10 月 29 日付け基発第
1029009 号「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱
うに当たっての留意事項について」(以下「留意事項通達」とい
う。)により示しているところである。

平成 26 年 6 月に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する
法律(平成 26 年法律第 82 号)」により、労働者の心理的な負担
の程度を把握するための検査、面接指導の実施及び面接指導の結
果に基づく事後措置の実施が事業者の義務とされたこと等を踏ま
えて、留意事項通達について所要の改正を行い、平成 27 年 12 月
1 日より適用することとした。

改正点は別紙 1 の新旧対照表のとおりである。なお、改正後の留意事項は別
紙 2 のとおりであり、別添のとおり関係事業者団体に対して周知を行
ったので了知するとともに、貴局においても関係者に対して周知
されたい。